

千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定方針

《計画策定の背景》

千葉県では、平成 7 年に房総半島南部で初めてアカゲザルの生息確認が報告され、繁殖が継続している。

これに対し、県では平成 12 年 1 月に「千葉県イノシシ・キョン管理対策基本方針」により移入種の排除の方針を決定した。さらに平成 15 年 3 月には「千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)」において房総半島南部に生息するアカゲザル及びそのニホンザルとの交雑個体(以下、「アカゲザル等」という。)についてはこれを捕獲し、ニホンザルの地域個体群を保護することにより生物多様性の確保を図ることを決定し、防除を進めてきたところである。

平成 17 年 6 月から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、アカゲザルが特定外来生物に指定された。

また、平成 18 年 4 月に千葉県特定鳥獣保護管理計画策定検討会(ニホンザル)において、房総半島南部のアカゲザル等の個体群については、別途検討会を設置することを決定した。

これを受け、アカゲザル等について、法に基づく防除実施計画(以下「計画」という。)を策定し、効果的な防除を図ることとした。

《策定方針》

法第 18 条第 1 項及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」(以下「規則」という。)第 23 条第 2 項に規定する計画に関しては、法、規則、及びこの方針の定めるところによる。

1 計画策定の目的

「アカゲザル等」については、既に全頭捕獲することが決定されて、科学的知見に基づき、幅広い関係者の合意形成を図りつつ法に基づく防除実施計画を策定し、効果的な捕獲を実施することにより生態系や農林産物に係る被害を最小限にとどめる。

2 計画期間

計画期間は、環境大臣による防除実施計画確認後から平成 21 年 3 月 31 日までを当面の目標とする。ただし、計画の前提となるアカゲザル等の生息状況等の科学的知見に基づき、必要に応じ計画期間を見直すものとする。

3 対象地域

計画の対象地域は、千葉県全域とし、アカゲザル等の母群が生息する地域を集中防除区域とする。なお、分散交雑オス個体及びアカゲザル等の分散小集団が確認された場合には、適切な緊急対応を行う。

4 計画の内容

- (1) 計画策定の背景と目的
- (2) 特定外来生物の種類
- (3) 防除を行う区域
- (4) 防除を行う期間
- (5) 防除の目標
- (6) 防除の方法
- (7) 合意形成の経緯
- (8) 関係者との調整の経緯
- (9) 普及啓発
- (10) その他防除のために必要な事項

5 計画策定等の手順

(1) 検討会の設置

県は、科学的知見や地域の情報に基づき、合意形成を図りながら防除を推進するため、学識経験者、自然保護・農業者団体、地元関係機関等からなる「千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、後述の作業部会からの提案、パブリックコメント等を勘案して計画を策定する。また、併せて防除の実施方法等についての検討を行うとともに防除結果の検証を行う。

なお、検討会の設置及び運営に関しては別途定め、必要に応じ作業部会を設け、科学的知見の取りまとめ、防除の具体的方法等につきその提案を受けるものとする。

(2) 関係地方公共団体等との協議等

計画の円滑な実行を図るため、計画対象区域に係る市町村及び関係機関と協議し、協力を得る。

(3) 情報公開及び計画の公表等

計画策定の段階からパブリックコメントなどにより、県民各層から幅広い意見を聞くこととする。

(4) 霊長類学会や哺乳類学会への協力要請

(5) 環境大臣への計画の確認申請

(6) 環境大臣の計画の確認

(7) 計画に基づく防除の実施

(8) 防除実施計画の検証

6 附則

この方針は、平成18年12月18日から施行する。